

第9回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和5年12月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地賃貸借の解約について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 その他

◎出席委員 (9名)

- ~~1番 樋口 國 先~~
- 2番 杉 田 文 枝
- 3番 神 野 充 布
- 4番 瓜 田 晃
- 5番 山 下 博 史
- 6番 菅 野 能 弘
- 7番 佐 藤 能 將
- 8番 加 川 可名子
- 9番 長谷川 和 夫
- 10番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山 崎 義 典
- 事務局次長 中 村 稔
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名です。1 番樋口委員から欠席するとの申し出がありました。過半数の出席があり、定数に達しておりますので、ただいまから第 9 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名員に 9 番長谷川代理、2 番杉田委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので、長谷川代理、杉田委員を議事録署名員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案 2 ページをお開きください。第 8 回総会以降の経過報告になります。11 月 28 日、農業振興懇談会が役場大会議室で行われており、藤本会長が出席をしております。近年、この懇談会には団体代表者 1 名ということで、藤本会長が出席しております。なお他団体代表ということで、委員の中からもご出席をいただいている状況でございます。12 月 5 日、令和 5 年度地区別農業委員・農地最適化推進委員等研修会、旭川市で行われておりまして、出席者、藤本会長、樋口委員、杉田委員、瓜田委員、山下委員、事務局から菊地主事が出席をしております。8 日、令和 6 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出、役場町長応接室で行われており、藤本会長、長谷川代理、山下農政小委員長が出席をしております。年に 1 回業績期間に農業施策予算に関する要望書ということで提出しております。今回改選になりました草野町長がそれを受け取っており、令和 6 年度の政策について要望書を出しております。12 日 13 日 15 日、令和 5 年美深町議会第 4 回定例会が行われております。25 日、本日第 9 回美深町農業委員会総会がここで開催されております。
	第 9 回総会以降の予定です。1 月 5 日、令和 6 年新年交礼会が文化会館 COM100 で行われます。藤本会長、山崎局長が出席の予定です。17 日、令和 6 年度農地保有合理化事業及び農地中間管理事業にかかるヒアリングが旭川市の農業公社で開催をされます。事務局が出席をいたします。これにつきましては、令和 6 年度中に計画をされております農地合理化保有事業の計画を各町村が、順番に説明をするものでございます。23 日、4H クラブ収穫祭が COM100 で行われる予定で、藤本会長が出席する予定でございます。同じく 23 日なんです

が、令和 6 年度予算副町長の査定が行われます。事務局で対応いたします。すでに農業予算と町の予算につきましては、各担当で調整されて、精査をして、要望を上げている状況でございます。25 日、農業委員会広報誌おおぞら第 24 号発行の予定です。同じく 25 日なんですけれども、ここでお諮りをしたいと思いますが、新年会も予定されておりまして、25 日この日で、新年会と総会を開催したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(日程調整)

中村次長

25 日第 10 回美深町農業委員会総会を開催し、同日おそらく午後 7 時になるかと思いますが、新年会ということで町長ご臨席の上開催をしたいと考えております。ここから 2 月の予定も一応載せておりまして、まだわかる情報を載せてございますが、2 月 6 日、上川地方農業委員会連合会会長代理事務局局長研修会が旭川市で開催されます。藤本会長、長谷川代理、事務局は私が随行の予定でございます。13 日、上川地方農業委員会連合会女性農業委員研修会予定と書いております。まだ正式な文章は来ておりませんが、この日の開催予定ということでメールで情報きてますので載せさせていただきました。場所は中富良野町、出席予定者ということで杉田委員、加川委員ということで、また文書きましたらご確認したいと思いますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。

山崎局長

局長。

藤本会長

はい、局長。

山崎局長

私の方から令和 5 年第 4 回定例会の報告をさせていただきます。まず一般質問の関係でございます。全体では 6 名の方から質問がありました。この中で農業関係につきましては、中瀬議員から水田活用直接支払交付金に伴うブロックローテーションの課題についての質問がありました。次に指定管理期間満了に伴う指定管理者の指定につきましては、これは全体的に報告をいたします。美深霊園、美深葬苑は有限会社セレモニーサポート。美深町都市公園は有限会社道北緑化。恩根内放牧場は北はるか農業協同組合。農業集落環境管理施設、斑溪堆肥盤でございます。こちらの方は有限会社クリーンサービス美深。なお堆肥盤につきましては、現状農協さんの方で指定管理をしていたいてありますけれども、次回から指定管理者として行わない旨の辞退届が提出された関係で公募を行い、クリーンサービスとして決定をしたところでございます。なおすべての指定管理機関といたしましては、5 年間として決定をいたしました。次に農業の補正予算の関係でございます。3 本あります。まず次世代人材投資事業補助金につきましては、事業確定による減額補正。次に有害鳥獣駆除補助金、こちらは実績によるヒグマ 10 頭分、アライグマ 70 頭分について合計で 600,000 円ほどの増額補正を行っております。なお補正として報告をさせていただきます。先週金曜日までの有害鳥獣の捕獲実績でございます。エゾシカ 411 頭、ヒグマ 25 頭、カラス鳩 130 羽、キツネ 12 頭、アライグマ 270 頭でございます。これは全体的に昨年をはるかに超えた捕獲頭数となっております。戻りまして補正予算の関係で最後です。国の新規事業と致しまして、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業。こちらの方の事業につきましては、甜菜から需要の高い作物への転換支援事業、そちらとそばの複数年契約取引事業によりまして、事業費として 2,810,000 円の増額を行っております。なおこちらの方については、本年作付け分といたしまして、年明けで生産の皆さんに支払うという形になってございます。本議会の全体的な報告でございます。新規条例制定は 2 件。条例の一部改正は 4 件。指定管理者の指定 4 件。一般会計と特別会計の補正予算すべて 12 月 15 日で可決決定となりました。以上報告といたします。

藤本会長

ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば承ります。

2 番 杉田委員	はい。
藤本会長	はい、杉田委員。
2 番 杉田委員	すみません、堆肥の利用についてのことなんですけれども。農協の方で手を引くということでしょうか。その後はどうなるのかももう一度お聞きしたいんです。
山崎局長	局長。
藤本会長	はい局長。
山崎局長	あの先ほど報告をいたしましたクリーンサービス美深が指定管理者として堆肥の製造販売を行っていくということになります。なおクリーンサービスさんは、実際農協さんから委託として、堆肥を製造していただいている業者でございます。実際は農協さんなんですけども、堆肥をいろいろ攪拌して、完熟化しているというのが、実際クリーンサービスさんが行っていただいている状況です。あとはそれ以外の、例えば堆肥を販売する、または取りまとめするということは、農協さんの方の逆に今度クリーンサービスさんから農協さんの方に、事務委託をしてやるということで、実際購入される生産者の方はそんなに大きくは変わっていかないということになります。
2 番 杉田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございますか。
	（「なし」という者あり）
藤本会長	他になければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	< 日程第 3 > 議案第 1 号、農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 3 ページをご覧くださいまして、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第 18 条第 6 項の規定によります農地賃貸借の合意解約について、貸主借主より通知がありましたので審議願います。 整理番号 6 番、貸主、住所指名、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん。借主、〇△条〇△丁目△番地△、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡。契約期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの予定でした。内容については賃貸借の予定でした。合意解約による年月日につきましては、令和 5 年 12 月 1 日付。土地の引き渡し時期は令和 5 年 12 月 10 日ということです。貸主借主の申し出により合意解約となっており、解

	約日から引き渡し期日まで 6 か月以内でありますので、問題ない合意解約の案件と考えられます。説明は以上となります。なおこの解約後、〇〇〇さんの土地に戻った後、来年 6 月〇〇さん夫妻が就農するご予定でございまして、そのための合意解約だということで聞いております。説明は以上となります。
藤本会長	ただいまの説明についてご質疑を承ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 1 号、農地賃貸借の解約については原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定によりまず、美深町長草野孝治より決定を求められた令和 5 年度第 7 号、農用地利用集積計画について審議を求めます。 整理番号 33 番。利用設定をするもの、字〇〇△△番地、〇〇〇さん。利用の設定を受ける者、〇△条〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。土地の表示ですけども、土地の所在、〇〇△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△, △△△㎡のうち△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡。賃貸借となります。利用期間につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年間の賃貸借の継続の案件です。小作料については、反あたり畑△△, △△△円、1 年間で△△, △△△円ということでございます。説明は以上となります。
藤本会長	議案第 2 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、原案通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 5 ページになります。提案第 3 号、農地法第 3 条の規定による所有権の移転許可申請について、農地法第 3 条の規定によります農地等の許可申請につきまして、次の通りありましたので審議を求めるものでございます。 2 件ありますけども、まず整理番号 1 番、譲渡人、住所、〇〇市〇△条〇△丁目△△番地△△、〇〇〇〇さん。譲受人、住所、〇〇〇〇〇字〇〇△△△番地、〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿山林、現況畑。面積△△, △△△㎡。ずっとページめくっていただきまして、7 ページまでいきます。他△△筆、合計が△△筆。合計面積は△△△, △△△㎡となります。契約の種類は売買。土地の引き渡し時期は農地法第 3 条の許可日となります。売買価格ですが、反あたり畑△△, △△△円、売買価格総額が△, △△△, △△△円となります。一応この反あたりの価格の考え方なのですが、この該当地につきましては、〇〇地区の山林の際ということで、その土地の状況を観察した単価と申し出ております。5 ページに戻っていただきまして、6 ページの右側になりますけども、権利の設定の理由につきましては、譲渡人につきましては農地を処分する。譲受人は農地を取得し規模を拡大することです。資料をつけてますので、カラー刷りの図面をご覧ください。赤枠で囲っていたところが、〇〇さんの所有の農地でございます。かなり広範囲で〇〇〇〇の境ということもありまして、土地の状況につきましても、先ほど説明した通り、なかなか厳しい農地もあるということでご確認いただけたかと思います。 それでは次 8 ページに戻っていただきまして、整理番号 2 番、譲渡人、字〇〇△△△番地、〇〇〇さん。譲受人、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。公簿田、現況田。面積△△, △△△㎡。他△△筆、合計 △△筆。合計面積が△△△, △△△㎡の使用貸借となります。この件につきましては、〇〇〇さんから〇〇〇さんの方に 1 月 1 日から継承するということで引き継がれる予定をされておりまして、今回農地につきましても、使用貸借で無償の賃貸をするところでございます。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。権利設定の理由につきましては、一応先ほどもお伝えしましたが、経営を移譲するためということで売渡人の利益となります。譲受人につきましては、経営を継承するためということでございます。説明は以上です。
藤本会長	議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については原案の通り可決されました。

◎日程第 6 その他

藤本会長	< 日程第 6 > その他。農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを事務局より説明願います。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは最終ページになります。その他、農業委員会法令遵守の申し合わせについて、農業会議より農業委員会法の法令遵守の申し合わせについて平成 30 年に通知がございました。これは平成 30 年 10 月以降連続して全国的に農業委員会会長による農地法違反等の不祥事が発生したことによるものです。令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では、農業委員会の委員長の綱紀粛正に関する申し合わせを決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しております。この申し合わせ決議の趣旨に則り、美深町農業委員会として法令遵守の申し合わせを毎年行うものです。それでは読み上げさせていただきます。農業委員会法令遵守の申し合わせ。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせる。1 つ農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 31 条の議事参与の権限、同第 33 条の議事録公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 つ農業委員会としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため、研修等の実施をすること。令和 5 年 12 月 25 日、美深町農業委員会。以上となります。よろしくお願いいたします。
藤本会長	農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご意見を賜ります。ございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご意見等がないようでありますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、申し合わせ事項の通り確認をいたしました。引き続き適正な農地制度運用し法令を遵守してまいります。 その他。他に委員の皆様からございませんか。ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	事務局何かございますか。ありませんか。 （「なし」という者あり）

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 9 回総会を終了いたします。
------	---

※終了 午後 2 時 10 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 9 番

⑤

署名委員 2 番

⑤